

ハラスメントは犯罪！！

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙・「みらい」
NO. 4326
'23年2月17日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。

新型コロナウイルスの感染者は減少傾向で職場も落ち着きを取り戻しています。

コロナ禍も4年目に突入し、政府は新型コロナウイルスを季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針を決定しました。5類に引き下げられると、入院患者の受け入れが一般の医療機関でも可能になります。また、濃厚接触者に求められている待機期間もなくなりそうです。

また3月13日からはマスクの着用マスクも個人の判断に委ねられるようになります。5類になったからといって油断はできませんが、業務中でも着用については個人の意思に委ねる対応を求めます。

ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般を言う。

代表的なものでは、パワハラ、セクハラなどが知られており、他にもモラハラ、アカハラ、アルハラというものもある。いずれにしても被害を受けている側にとっては深刻な問題である。

これらは近年、飲食酒気帯び運転と同様に社会の目が格段に厳しくなっている。日々の報道をみれば、ハラスメントの報道を目にしない日が少なくなく、いかにハラスメントが社会に充満しているかの証左だろう。



例えば女性自衛官への度重なるセクハラで、被害者が退職を余儀なくされた件、日本一小さい村舟橋村役場が長年続いたパワハラを放置したため

村長の失職という事態になった件。本県においてもセクハラやパワハラで懲戒処分が発令されている。

また、長崎市役所の昨年の職員へのアンケートでは305人がパワハラを受けたと回答している。無論これらは氷山の一角であり社会全体でみると膨大な件数になることだろう。



ハラスメントという概念が社会に浸透する前はどれだけの人が、泣き寝入りし、職場を去ったりしたことだろう。耐えるのが美徳、職場なんてどこも一緒と言われ、また

は言い聞かせ耐える時代ではなく、今は声を上げる時代だ。

今現在ハラスメントを受けている人、または受けていると感じている人は、遠慮なく上司や担当部署、労組、または労働局などへ相談することだ。挨拶しない、本人の悪口

を本人のいる所で言う、怒声を浴びせる、村八分状態にするといった現象があれば、速やかに対処するべきだ。



ハラスメントから犯罪に発展してからでは手遅れだ。なお、おさらいのため大まかなパワハラ6類型は①身体的攻撃②精神的攻撃③人間関係からの切り離し④過大な要求⑤過少な要求⑥個の侵害となっている。



坂本浩総決起集会

2月15日(水)18時30分より長崎勤労福祉会館講堂で「必勝！坂本浩総決起集会」が開催され支部から山田支部長、原田副支部長が出席しました。

今年4年に一度の統一自治体選挙が行われます。3月31日告示、4月9日投票の長崎県議会議員選挙には、坂本浩長崎県議が3期目を目指し立候補を予定しています。坂本県議は2期8年「いのち」と「くらし」「平和」を県民目線で取り組んできました。



2月12日(日)には事務所開きも開催され事実上選挙戦に突入しました。集会には多くの支援者が集まり、選挙戦をたたかい抜く決意を確認しました。

